

令和4年度 伊方町奨学生募集要項

～ 高校・大学等に進学又は在学している皆さんへ ～

伊方町教育委員会

1 目 的

優秀な生徒又は学生であって、経済的な理由により修学困難な学生又は生徒に対し、学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的として奨学金制度を実施しています。

2 出願資格

出願資格者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 令和4年4月に学校教育法に規定する高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ）、高等専門学校、大学、専修学校に進学を希望する者及び在学する者に限る。
- (2) 人物、学業ともにすぐれ、健康であり、かつ、学資金の負担が困難であると認められる者であること。
- (3) 保護者又はこれに準ずる家族（成人者に限る。）が伊方町内に居住する者であること。
- (4) 保護者又はこれに準ずる家族につき、町税（保育料・給食費・水道料・住宅料）等の町に納付すべき徴収金に滞納がないこと。
- (5) 採用決定後、以下の要件の満たす連帯保証人を確保できる見込みがある者であること。
 - ① 奨学生の保護者又はこれに準ずる者で、次のすべての要件を満たす者（1名）
 - ア. 伊方町内に居住していること。
 - イ. 独立した生計を営む成年者で、町に納付すべき町民税等の徴収金に滞納がないこと。
 - ② ①の連帯保証人の世帯員以外の者で、次のすべての要件を満たす者（1名）
 - ア. 伊方町内に居住していること。
 - イ. 独立した生計を営む成年者で、町民税の所得割を賦課され、かつ、これを滞納していないこと。
 - ③ ①、②の連帯保証人の年齢については、奨学金の償還終了時の年齢が80歳以下であること。なお、採用決定時の年齢は概ね以下のとおりであり、償還期間は9（2）のとおりとする。

高校・大学奨学生の場合 上限 概ね 60歳

短大・専修学校奨学生の場合 上限 概ね 65歳

※ 採用決定後、連帯保証人の納税証明書等の提出を求める場合があります。

3 募集人員

伊方町奨学資金貸付基金の資金の範囲内となります。

4 貸与月額

高校奨学生	20,000円
高専奨学生	35,000円
大学奨学生	45,000円
専修学校奨学生(専門課程)	35,000円
専修学校奨学生(高等課程)	20,000円

5 貸与期間

令和4年4月から、進学校の正規の修業期間です。

6 出願手続

「伊方町奨学生願書」に必要な事項を記入し、世帯全員(15歳未満の者及び就学者は除く。)分の「令和2年分の町県民税公課所得証明書」を添えて在学する学校(出身学校)へ提出してください。

学校長が「伊方町奨学生推薦調書」を作成して、願書等とともに教育委員会へ提出します。

※ 出願用紙(伊方町奨学生願書)は、町内の各中学校、三崎高校、川之石高校、八幡浜工業高校、八幡浜高校及び町教育委員会、各支所、町見出張所にあります。

7 提出期限

在学する学校(出身学校)が指示する出願期限までに提出してください。

学校から教育委員会への提出期限 令和3年12月15日(水)

8 採用の決定

(1) 伊方町奨学資金選考委員会の選考を経て、採用候補者を決定し通知します。

(2) 採用候補者に決定後、進学(進級)したときは、令和4年4月20日(水)までに「進学(進級)届」を教育委員会へ提出してください。採用の決定は5月中旬頃に通知します。

9 奨学金の返還

(1) 返還の義務

奨学金は、卒業後必ず返還していただきますが、この返還義務以外の付帯義務は一切なく、卒業後、就職、進学、その他についても制限はありません。

返還は、貸与が終了して6ヶ月を経た後、年賦(11月中に通知発送)の方法により、15年以内で(2)償還期間等の教育委員会が定める期間内に返還していただきます。貸与金に利息はつきません。

(2) 償還期間等

区分	貸与期間	償還期間	合計	貸与額総額	平均的な償還計画	
					10年で償還	15年で償還
高校奨学生	3年	15年以内	18年	720,000円	72,000円/年	48,000円/年
専修学校奨学生	2年	10年以内	12年	840,000円	84,000円/年	
短大奨学生	2年	10年以内	12年	1,080,000円	108,000円/年	
大学奨学生	4年	15年以内	19年	2,160,000円	216,000円/年	144,000円/年

(3) 返還猶予

次の要件に該当する場合は、一定期間猶予されます。

ア. 卒業後、上級学校に進学したとき。

イ. 卒業後、災害、障害その他やむを得ない理由により返還が困難になったとき。

(4) 返還免除

奨学生であった者が、死亡又は重度の障害のため返還できないときは、願い出により、その後返還すべき額の全部又は一部の返還が免除されることがあります。

(5) 返還遅滞による延滞金

奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しないときは、返還金とは別に定められた延滞利息を支払わなければならなくなります。

10 他の奨学資金との関係

伊方町奨学生は、日本学生支援機構（旧日本育英会）、その他類似の奨学資金を併せて受けることができます。

奨学生願書の記入について

願書は、選考上の大切な資料ですから、事実を詳しく、ありのままに記入してください。

1 「年月日」欄

願書を学校に提出する年月日を記入してください。

2 「署名」欄

「本人」及び「保護者（又はこれに準ずる者）」の氏名は、必ずそれぞれ本人が自著してください。

印鑑は、出願者本人のものと保護者等のものが同じにならないよう注意してください。

3 「氏名」「生年月日」欄

本人について記入してください。

氏名は、本名を記入し、「ふりがな」をひらがなで記入してください。

生年月日、出願時の満年齢及び男女の別を記入してください。

4 「本籍地」欄

都道府県名を記入してください。

5 「在学（卒業）学校」欄

在学（卒業）学校名、学年及び卒業（見込）年月を記入してください。

6 「進学（希望）校」欄

進学を希望する学校名、学部、学科及び課程を記入してください。

7 「生計を一にする家族及び所得」欄

(1) 同居・別居を問わず生計を一にしている者（出願者本人も含む。）は全員記入してください。例えば、出稼ぎ、単身赴任、就学、病気療養などで一時的に別居している者も該当いたします。

(2) 「年齢」欄

出願時の満年齢を記入してください。

(3) 「勤務先又は在学学校名」欄

具体的に記入してください。

(例) 「商業」としないで、食料品店、洋服仕立商

「公務員」としないで、〇〇役場、〇〇学校教諭

「〇〇大学」としないで、〇〇立〇〇大学〇年

(4) 「給与所得年額」欄

令和2年中の給与賃金、役員報酬、専従者給与、恩給、扶助料の収入年額を次の方法で計算して記入してください。万円未満の端数は切り捨ててください。

収入額	計算方法
329万円以下	所得金額を0とします。
330万円以上400万円以下	収入金額×0.8－262.6万円＝所得金額
401万円以上878万円以下	収入金額×0.7－222.6万円＝所得金額
879万円以上	収入金額－486万円＝所得金額

(注) 給与所得者が2人以上いる場合には、各人別に計算してください。

(5) 「給与所得以外の所得年額(税込)」欄

農業、工業、商業、その他給与所得によらない所得者の総収入年額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。万円未満の端数は切り捨ててください。

(注1) 同一人が「給与所得者」であり「給与以外の所得者」でもある場合は、(4)(5)の要領でそれぞれ該当欄に記入してください。

(注2) 自営業については、令和2年中の所得で基準額を上回る場合、過去3年間の平均値で再度記入をお願いすることになります。

(6) 「備考」欄

父母については、死亡、生別、無職等特記すべきことがあれば記入してください。就学者については、自宅通学、自宅外通学の別を記入してください。

(7) 所得の計の欄

「給与所得年額(税込)A」と「給与以外の所得年額(税込)B」の「計」欄は、出願者の両親(両親以外の者がその世帯の主たる家計支持者である場合は両親とその者)の欄のみを対象として記入してください。

8 「家庭事情」欄

必ず奨学金の貸与を希望する家庭事情を、具体的に記入してください。

☆ 奨学金についてのお問い合わせは、教育委員会又は学校へご連絡ください。

伊方町教育委員会事務局 学校教育室
TEL: (0894) 38-2660